

質問の件名及び質問の（質問時間）	答弁を求める者
<p>1 「生活保障」法の真価発揮を（60分）</p> <p>1946年に制定された日本国憲法は、第25条第1項において国民の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を明記し、同条第2項で「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と、国（都道府県や市町村など自治体も含むとされている）の社会福祉・社会保障等の向上増進義務を規定しました。社会保障の具体的内容に関しては、1950年の社会保障制度審議会の勧告で社会保障制度を「疾病、負傷、分娩、廃疾、死亡、老齢、失業、多子その他困窮の原因に対し、保険的方法又は直接公の負担において経済保障の途を講じ、生活困窮に陥った者に対しては、国家扶助によって最低限度の生活を保障するとともに、公衆衛生及び社会福祉の向上を図り、もってすべての国民が文化的社会の成員たるに値する生活を営むことができるようにすること」と定義し、社会保障の具体的内容として、社会保険、国家扶助（公的扶助）、公衆衛生、社会福祉を挙げています。</p> <p>生活保護法は第1条で「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」と規定しています。つまり、生活保護制度は憲法に規定された生存権を保障するための制度であり、困窮に陥った国民の最後のセーフティーネットとすることができます。</p> <p>この制度が、法の規定する目的通りに施行されているのであれば、現在の日本社会では「すべての国民」が生活保護基準以上で生存権が保障されていなければなりません。</p> <p>ところが、本年6月3日付けの「しんぶん赤旗」によると、2016年の国民生活基礎調査のデータを基に厚生労働省が推計した生活保護基準以下の所得で暮らす世帯における生活保護の利用率は22.9%でした。</p> <p>生活保護基準以下の所得（収入から税、社会保険料などを差し引いたもの）で暮らす世帯が2016年は705万世帯あり、そのうち実際に生活保護を利用していた世帯は161万世帯しかいなかったのです。格差と貧困が広がるもと、国民の暮らしを守る最後のセーフティーネット（安全網）の周知徹底と利用しやすくするための制度改善が大きな課題であることを改めて裏付けました。</p> <p>現行の生活保護制度では、所得が保護基準（最低生活費）以下でも、預貯金が最低生活費の1か月未満とほとんどない場合でないと利用できません。この預貯金額を考慮した推計でも、預貯金がほとんどない保護基準以下の所得世帯のうち実際の保護利用世帯は43.7%にとどま</p>	市長

りました。

2010年に公表された2007年の同調査を利用した推計（所得のみで15.3%、預貯金考慮で32.1%）と比べると、利用率は上昇していますが、低水準であることに変わりありません。

厚生労働省の調査では、日本の生活保護の利用者数は、1995年に約88万人で最低を記録したのを底に、その後は右肩上がりに増え続け、2011年7月に205万人を突破し、2015年度の各月平均では約216万人にのぼり、利用世帯数も約163万世帯と過去最多を更新しています。

保護世帯のうち稼働世帯は1割強で、高齢者世帯や障害者世帯が多く、経済的自立が難しいため、保護期間が長期化している。中でも、年金の受給水準が低いため、生活保護を利用せざるを得ない高齢者が増大しており、高齢者世帯は生活保護利用世帯の5割以上を占め、高齢者世帯の約9割は単身世帯である。これら的高齢者世帯の自立はほとんど不可能で、結局、亡くなるまで生活保護を利用し続けることとなります。

一方で、現役労働者の雇用状況をみると、期間の定めのない労働契約で直接雇用されているフルタイムの正規労働者（正社員）でない労働者は、通常、非正規労働者といわれますが、典型的な非正規労働者である①期間の定めがある有期契約の労働者（契約社員など）、②フルタイムではないパートタイム労働者（アルバイトも含む）、③企業に直接雇用されていない派遣労働者などの数は、2015年11月現在の総務省「労働力調査」によれば、2010万人に達し、雇用者の約4割を占め、女性では就業者の半分以上、若年層では男女を問わず半分が非正規労働者となっています。生活保護利用数が最も少なかった1995年、非正規労働者の比率は20%程度であったことから見ると、20年間で非正規労働者の比率は1.8倍となり、非正規化が急速に進んだこととなります。

8月12日付け「しんぶん赤旗」によると、中央最低賃金審議会が7月に最低賃金を全国加重平均で26円の引上げ、時給を874円とすることを答申しました。この答申を受けて先ごろ全都道府県で地域別最低賃金が答申されました。埼玉県は27円引き上げて898円ですが、東京都は27円引き上げの985円で最高を維持し、最低額の鹿児島県は761円です。年1800時間労働として比較すると、東京都で年収約177万円、鹿児島県で同じく約137万円となり、約40万円の収入差となります。

2017年2月22日付け「しんぶん赤旗」によると、都道府県境では、このことをもって人口移動が起きるほどになっています。福岡県で活動する労働組合の地方センターの調査によれば、同じ福岡県内でも、より高い時給を求めて人口移動が顕著になっている実態が明らかにされています。

また、国税庁「民間給与実態調査統計」によれば、上記のような貧弱な最低賃金制度によって給与だけでは最低限度の生活基準を保てない低賃金世帯、いわゆる「ワーキングプア」層も急増しています。年収200

万円以下で働く民間企業の労働者は、1995年には793万人でしたが、2006年には1000万人を突破、2014年には、1100万人にまで増加しています。

こうした状況下で、若年労働者層からは、高齢となった時にどうやって暮らせばいいのかとの苦悩が語られます。収入が低ければ年金を掛けていても雀の涙ほどの低年金、掛けられなければ無年金の状態です。定年後を迎えなければなりません。

今年の「災害」酷暑は、生活保護利用世帯を容赦なく襲いましたが、生活保護ギリギリの低収入世帯を苦しめ、高齢低収入者を死に至らしめるほどの過酷な状況に陥れました。防災無線での「クーラーを使い、水分補給を」との警告は、エアコンを持たない世帯には無慈悲な声と受け止められたのではないかと思います。

さて、冒頭で述べたように、日本国憲法第25条に規定された理念に基づいて制定された生活保護法が、その目的を実現するように運用されているのであれば、「すべての国民」は「健康で文化的な最低限度の生活を営」んでいなければなりません。しかし、残念ながら現状はそうはなっていません。

3月定例会での私の一般質問に対して、生活保護制度について「その目的は、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することとしています。本市は、法令等にのっとり、それぞれの世帯に応じた最低生活保障と自立支援を適切に実施してまいります。」との答弁をいただきました。現実にもそのように現場で頑張っていることもよく認識しているつもりですが、必要なのになぜ申請に至らないのか、不正利用が常態でもないのに生活保護利用者が肩身の狭い思いをなぜしなければならぬのか等、腑に落ちないことが多すぎます。

そこで、本市の生活保護行政の現場では、生活保護の原理と原則がどのように認識され、具体化されているのかについて、以下お尋ねします。

- (1) 生活保護の原理について
 - ア 国家責任の原理（第1条）は。
 - イ 無差別平等の原理（第2条）は。
 - ウ 最低生活保障の原理（第3条）は。
 - エ 保護の補足性原理（第4条）は。
- (2) 生活保護の原則について
 - ア 申請保護の原則（第7条）は。
 - イ 基準及び程度の原則（第8条）は。
 - ウ 必要即応の原則（第9条）は。
 - エ 世帯単位の原則（第10条）は。